

**鉱山保安法第2条に該当する鉱山で消費する火薬類を譲り受ける場合の手続（法第17条）**

(注)この場合は、火薬類消費許可申請は不要である。

- 提出書類
  - ① 火薬類譲受許可申請書・・・様式 No.1
  - ② 鉱業施業案認可書又は事業着手届の写
  - ③ 鉱山の所在地を管轄する市町村長が発行する鉱山が稼働していることを証する書面又は鉱産税を納税していることを証する書面
  - ④ 鉱業事務所設置届の写(新規の場合のみ)
  - ⑤ 委任状(申請人が代理人である場合)・・・書式例No.1
  
- 提出部数 1部
  
- 提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班（ただし、火薬又は爆薬 25kg未満、工業雷管又は電気雷管 250個未満、導火線又は導爆線 250m未満の場合は火薬類の消費する場所を所管する県土木（建築）事務所）